

専門部から

平成15年度日医認定産業医制度研修会開催一覧

(道内開催分のみ)

◇産業保健部◇

主催者名	開催日時	開催場所	*1 基礎研修単位				*2 生涯研修単位				連絡先	備考	
			前期	実地	後期	計	更新	実地	専門	計			
室蘭市医師会	平成15年11月8日(土) 13:30~15:30	(株)三好製作所室蘭工場		2		2		2			2	室蘭市医師会	受講資格 日胆地区会員
北海道産業保健推進センター	平成15年11月8日(土) 13:00~16:00	札幌市民会館 札幌市中央区 北1条西1丁目			3	3	1		2		3	北海道産業保健推進センター 011-726-7701	定員 120名
札幌市勤務医協議会	平成15年11月14日(金) 18:30~20:30	札幌市医師会館 札幌市中央区 大通西19丁目			2	2			2		2	札幌市医師会 011-611-4181	
北海道産業保健推進センター	平成15年11月21日(金) 18:00~20:00	NSS・ニューステージ札幌 札幌市北区 北7条西1丁目			2	2			2		2	北海道産業保健推進センター 011-726-7701	定員 50名
滝川市医師会	平成15年11月6日(木) 17:30~21:00	ホテルスエヒロ 滝川市明神町 2丁目2-16	0.5	1	2	3.5	0.5	1	2		3.5	滝川市医師会 0125-24-8744	受講資格 北海道医師会会員
釧路市医師会	平成15年11月15日(土) 13:30~18:30	釧路市生涯学習センター 釧路市幣舞町4-28		1	4	5	1	1	3		5	釧路市医師会 0154-41-3626	
北海道医師会	平成15年11月22日(土) 14:30~19:30	札幌サンプラザ 札幌市北区 北24条西4丁目		3	2	5		3	2		5	北海道医師会 011-231-1726(直) (本号附録にて案内)	受講資格 北海道医師会会員
北海道医師会 北見医師会	平成15年12月3日(水) 18:30~20:30	北見医師会 北見市幸町3丁目1-24			2	2			2		2	北見医師会 0157-23-2787	受講資格 北海道医師会会員
北海道産業保健推進センター	平成15年12月5日(金) 18:00~20:00	NSS・ニューステージ札幌 札幌市北区 北7条西1丁目			2	2			2		2	北海道産業保健推進センター 011-726-7701 (詳細はP50をご参照ください)	定員 50名
北海道医師会	平成15年12月20日(土) 21日(日)	ホテルオークラ 札幌市中央区 南1条西5丁目			12	12						北海道医師会 011-231-1726(直) (本号附録にて案内)	受講資格 北海道医師会会員
北海道産業保健推進センター	平成16年1月19日(月) 18:00~20:00	NSS・ニューステージ札幌 札幌市北区 北7条西1丁目			2	2			2		2	北海道産業保健推進センター 011-726-7701 (詳細はP50をご参照ください)	定員 50名

*主催者が太字のものは、本号より新たに掲載されたもので、現在日医認定産業医制度指定研修会として日本医師会に承認申請中です。

*1 基礎研修—新たに認定産業医の称号取得を目指している方が対象となります。

*2 生涯研修—すでに認定を受けられた方が対象となります。

お知らせ

産業保健研修会開催のご案内

標記研修会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

1. 日 時

平成15年11月15日(土) 午後1時30分～

2. 場 所

釧路市生涯学習センター 7階

釧路市幣舞町 4-28 TEL0154-41-8181

3. 研修内容

(1) ビデオ上映

「期待される地域産業保健センター」

(2) 法規解説

釧路労働基準監督署 署長 卷田 卓雄

(3) 職場の騒音と難聴について

うえはら耳鼻咽喉科 院長 植原 元晴

(4) 職場における成人病の代謝疾患について

芦野クリニック 院長 高橋 忠良

(5) 職場における健康診断の留意点

釧路市医師会健診センター

センター長 伊藤 彰規

4. 単位数

基礎研修 後期4 実地1

生涯研修 更新1 実地1 専門3

5. 受講料

2,000円

6. 問い合わせ先

釧路市医師会事務局 釧路市幣舞町 4-30

TEL. (0154)41-3626 FAX. (0154)41-1116

参加ご希望の先生は下記の申込書にご記入の上、釧路市医師会事務局 (FAX0154-41-1116) 宛て、平成15年11月7日(金)までに送付下さるようお願い致します。

平成15年度 産業保健研修会参加申込書

平成15年11月15日(土)開催の産業保健研修会の受講を申し込みます。

平成 15 年 月 日

医療機関住所

(TEL)

医療機関名

氏 名

医籍登録番号

認定証番号

お知らせ

日医認定産業医修会のご案内

産業保健の業務に携わる皆様方を対象として標記研修会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 平成15年12月5日(金)
18:00~20:00

2. 場 所 NSSニュースステージ札幌11階会議室
札幌市北区北7条西1丁目

3. 研修内容

①「婦人科検診の問題点」

講師 山崎 知文 産業保健特別相談員
(北海道対がん協会旭川検診センター
主任医長)

②「過重労働と生活習慣病」

—産業医の実務について具体的提言—

講師 藤原 豊 産業保健特別相談員
(美唄労災病院 内科部長)

1. 日 時 平成16年1月19日(月)
18:00~20:00

2. 場 所 NSSニュースステージ札幌11階会議室
札幌市北区北7条西1丁目

3. 研修内容

①「職業性肺疾患Ⅰ」

講師 木村 清延 産業保健特別相談員
(岩見沢労災病院 副院長)

②「労働災害と脊髄損傷」

講師 種市 洋 産業保健特別相談員
(美唄労災病院 整形外科部長)

※共通実施要項

単位数 基礎研修後期2単位又は生涯研修専門2単位(日本医師会に承認申請中)

定員 各50名(先着順、定員になり次第締切ります。)

受講料 無料

申込方法 下記あて申込書を請求の上、お申込下さい。

申込先・問い合わせ

北海道産業保健推進センター

〒060-0807

札幌市北区北7条西1丁目

NSS・ニュースステージ札幌11階

TEL 011-726-7701 FAX 011-726-7702

※NSSニュースステージ札幌駐車場のご利用時間は20時までとなっておりますので、ご注意ください。

お知らせ

第9回日本医師会認定 健康スポーツ医制度再研修会開催要領

目 的 日本医師会は、健康スポーツ医の養成とその資質向上を通して地域保健活動の一環である健康スポーツ医活動の推進を図るために、平成3年度より日本医師会認定健康スポーツ医制度を発足させておりますが、本制度における認定証更新に必要な単位取得のための再研修会を下記のとおり開催します。

主 催 日本医師会

後 援 文部科学省、厚生労働省

開 催 日 平成16年1月24日(土)

会 場 日本医師会館大講堂

東京都文京区本駒込2-28-16 TEL.03-3946-2121(代)

プログラム

1/24 10:00~10:20 挨拶：坪井 栄孝（日本医師会長）

来賓挨拶：河村 建夫（文部科学大臣） 坂口 力（厚生労働大臣）

10:20~11:50 1. 健康増進と温泉療法

勝木 道夫（北陸体力科学研究所理事長）

12:50~14:20 2. 健康スポーツ医に必要なドーピングの基礎知識

福林 徹（東京大学教授）

14:20~15:50 3. 日常診療におけるアンチ・ドーピングについて

山澤 文裕（丸紅診療所所長）

受講資格 日本医師会認定健康スポーツ医

受講人数 350人

受講料 6,000円

申込方法 ①受講希望者は都道府県医師会から申込用紙を受け取り、必要事項を記入の上、直接日本医師会地域医療第2課（〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 TEL.03-3942-6138（ダイヤルイン））に送付して下さい。FAX、電話、申込用紙のコピー等での受付はいたしませんのでご注意下さい。

②申込受付期間は11月5日～12月10日迄としますが、受付は先着順に行い、定員になり次第締め切ります。

③締め切り後、受講予定者に受講料払込用紙を送付しますので、12月15日迄に指定の払込用紙で受講料を払込んで下さい。ただし、受講料払込後にキャンセル、欠席されても返金はいたしません。

④受講料払込確認後、受講票を送付しますので研修会当日必ず持参して下さい。

修了証 受講された認定健康スポーツ医（平成16年1月24日が認定有効期間内の認定健康スポーツ医）には再研修会3単位の修了証（はがき）を後日交付いたします。

お知らせ

病院職員の交通事故防止指導の 徹底について

◇総務部◇

今年9月末から10月上旬に掛けて、病院職員による3件の交通事故が相次ぎ発生しました。北海道警察本部交通部長から当会を通じて、管下の医療機関所属長に対し、職員の交通安全指導と職場ぐるみの交通安全意識向上のため、下記の取組み等の実践につき、周知徹底いただきたい、との協力要請がありました。

記

1. 飲酒運転の厳禁
2. 速度の遵守とシートベルト着用の厳守

3. デイ・ライト運動の確実な実践
4. 当直明けは十分に休憩をとってから運転すること
5. 職場単位での交通安全講習会等の開催

つきましては、各医療機関において機会を見つけられ、標記取組みを実践されるとともに、職員に対する交通安全法規の遵守と慎重な運転対応につきご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

お知らせ

インターネット接続サービスのご案内 北海道医師会情報ネットワークシステム

◇情報広報部◇

インターネット接続サービス

北海道医師会では、平成10年6月1日、「北海道医師会情報ネットワークシステム」を構築し、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) と同様のサービスを、会員に提供しております。

システムの特徴とサービス内容

1. 利用料は無料：費用のご負担はありません。
電話(通信)料金のみでご利用いただけます。
2. 多彩なアクセス方法
 - ①ISDN回線（同期64Kbps、同期128Kbps）またはアナログ回線（V.90、K56flex）で、北海道医師会に直接接続。
 - ②NTT東日本のフレッツ(インターネット通信料定額)サービスによる接続。
(フレッツISDN、フレッツADSL、Bフレッツで接続することが可能です。ただし、フレッツADSLとBフレッツでの通信速度は1.5Mbpsまでとなります。)
 - ③PIAFS対応機器（PHS等）により、北海道医師会に直接接続。32Kbpsと64Kbpsに対応。
 - ④KDDIの「データオンデマンド」を経由して

北海道医師会に接続するアクセスポイント。
(全国どこからでも1分10円で接続可能)

3. 会員専用ホームページがあります。
4. 電子メールアドレスを発行します。
5. 世界中のホームページへアクセスできます。

本会の接続サービスを初めて申込み、フレッツでの接続をご希望される場合も、最初に下記の「ダイヤルアップ接続申込書」によりお申し込みいただき、本会に利用登録されてから、本誌に別途掲載する「フレッツによる接続サービスのご案内」によってお申し出いただくこととなります。

なお、ご不明の点がございましたら北海道医師会事業第二課(TEL011-231-1725)宛ご連絡下さい。

申込書送付先

- 郵送 〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目
北海道医師会 事業第二課
- FAX 011-252-3233または011-221-5068

..... 切 り 取 り

ダイヤルアップ接続申込書

平成 年 月 日

ご 氏 名 (ふりがなによりメールアドレスを決定します。)	ふりがな			医 籍 登 録 番 号
	漢 字			
連 絡 先 住 所	〒			
連 絡 先 電 話 番 号			F A X 番 号	
ご 使 用 の パ ソ コ ン	メーカー名	製品名	型番	
ご 使 用 の O S	・Windows (Ver.)	・Mac (Ver.)	・その他 ()	
ご 使 用 の モ デ ム ・ T A	メーカー名	製品名	型番	
電 話 回 線 種 別	・デジタル (ISDN)	・アナログ		
使用中のメールアドレス				

お知らせ

日医総研「診療所・民間病院等の経営・管理者の
ための建設発注対策実践講習会」のご案内

◇医業経営・福利厚生部◇

日本医師会総合政策研究機構では、医療機関において施設の新規建設や建て替えを行う際に、経営・管理者が必要となる実践的なポイントならびに対策について、適切な建物の効率的な建設を支援することを目的として標記の講習会を右記のとおり開催することになりました。

受講対象者は全国の診療所・民間病院などの医療機関や関連福祉施設の経営者・管理者・担当職員などです。

詳しい資料（申込書含む）をご希望の方は、会員課へご連絡ください。追って資料を送付します。

記

1. 開催日時：11月23日(日) 10:30~17:00
11月24日(月) 9:30~16:00
 2. 受講料：日医会員 20,000円(消費税含む)
非会員 30,000円(消費税含む)
 3. 場所：日本医師会 大講堂
- ※資料請求連絡先：北海道医師会 [会員課]

電話 011-231-1434

FAX 011-210-4514

お知らせ

『皮膚の日』市民公開講座と皮膚の
個別相談会の開催について

日本臨床皮膚科医学会では平成元年から“いひふ”と読める11月12日を「皮膚の日」と定め、その週のNHKのテレビ番組『きょうの健康』は皮膚科の特集を組んでいただき、各都道府県においてはその前後の週末に市民公開講座を開催して皮膚病や皮膚の健康についての講演をし、そのあとで個別医療相談を行ってきました。

日本臨床皮膚科医学会北海道支部では本年度も札幌市皮膚科医会と共催で市民公開講座と個別医療相談を実施いたします。

つきましては患者さんなどで皮膚病でお悩みの方がおられましたら、この機会にご参加をお勧めいただきたくお願い申し上げます。

記

- 日時 平成15年11月15日(土)午後2時~5時
- 会場 札幌市医師会館大講堂
札幌市中央区大通西19丁目
電話011-611-4181
- 講演会 「家庭介護におけるスキンケア」
札幌幌南病院 皮膚科医長
月永一郎先生
- 相談会 講演会終了後
入場無料
- 主催/日本臨床皮膚科医学会北海道支部
共催/札幌市皮膚科医会
後援/北海道医師会、札幌市医師会、厚生労働省、NHK

お知らせ

フレッツによる接続サービスのご案内 北海道医師会情報ネットワークシステム

◇情報広報部◇

フレッツによる接続サービス

北海道医師会では、平成14年2月8日から、NTT東日本のフレッツ（インターネット通信料定額）サービスによる接続を開始しました。

フレッツサービスの詳細ならびに提供エリアについては、次のNTT東日本のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.ntt-east.co.jp/flets/>

※通信速度の上限について

「フレッツ・ISDN」と「フレッツ・ADSL 1.5Mタイプ」は、通信速度の制限が無くご使用いただけますが、「フレッツ・ADSL 8Mタイプ」、「フレッツ・ADSL モア（12Mタイプ）」ならびに「Bフレッツ」の全てのタイプについては、通信速度の上限が1.5Mbpsとなります。

この制限は、本会とNTT東日本を接続するための「フレッツ・オフィス」のサービスタイプによるものです

利用申込方法

1. すでに、北海道医師会のインターネット接続サービスを利用している（ダイヤルアップ接続申込み済）。

①すでに、他プロバイダでフレッツ（フレッツISDN、フレッツADSL、Bフレッツ）を使用している。

申込先アドレス：

flets-1@office.hokkaido.med.or.jp

本会で新規に発行するフレッツ用IDをご使用いただくだけで、本会に接続することができます。

別記の申込先アドレスへ、メールにより、次の内容をお知らせください。

・ダイヤルアップ接続（PPP）のID

・ご利用のフレッツ種別

折り返し、フレッツ用のIDをメールでお知らせいたします。

②まだ、フレッツを使用していないので、NTT東日本へ申し込まなければならない。

申込先アドレス：

flets-2@office.hokkaido.med.or.jp

本会を経由して、NTT東日本にフレッツ利用の希望を連絡しますので、別記の申込先アドレスへ、メールにより、次の内容をお知らせください。後日、NTT東日本の担当者よりご連絡いたします。

・ご氏名

・ダイヤルアップ接続（PPP）のID

・ご利用を希望するフレッツ種別

・フレッツを利用する場所の電話番号

フレッツのサービス開始までに、フレッツ用のIDをメールでお知らせいたします。

2. まだ、北海道医師会のインターネット接続サービスを利用していない。

本誌において別にご案内している「ダイヤルアップ接続申込書」により登録終了後、前記1.に従い、お申し込みください。

なお、ご不明の点がございましたら北海道医師会事業第二課（TEL011-231-1725）宛ご連絡下さい。

○申込先アドレス

・1—①の場合：

flets-1@office.hokkaido.med.or.jp

・1—②の場合：

flets-2@office.hokkaido.med.or.jp

お知らせ**消費税法の改正について**

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることになっております。

今回の改正では、事業者免税点制度の適用上限の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、総額表示の義務付けなど多くの事業者に関係する改正が行われております。

—医業経営・福利厚生部—

【事業者免税点の引き下げ】

納税義務が免除される基準期間（注1を参照）における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

（注1）基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月末決算分の基準期間は平成15年3月末決算分となります。

1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

2 ポイント

(1) 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税法課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度（注2を参照）の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税法簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注2）簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する制度であり、具体的に

は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第五種事業（サービス業等）50%）を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

【簡易課税制度の適用上限の引き下げ】

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

2 ポイント

(1) その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に「消費税法簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

【総額表示の義務付け】**1 適用関係**

この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

2 ポイント

(1) 総額表示とは、消費税額を含む支払総額の表示を言い、「消費税額」や「税抜価格」をカッコで表示しても差し支えありません。

※くわしくは、貴院の関与税理士にご相談下さい。